

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成29年5月26日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 5件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1600704 号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1700023 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 20 年 12 月 12 日の標準賞与額を 54 万 5,000 円とすることが必要である。

平成 20 年 12 月 12 日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 20 年 12 月 12 日

A 社から育児休業期間中である平成 20 年 12 月 12 日に賞与が支払われていたが、年金額に反映されない記録となっているため、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者及び A 社から提出された請求者に係る 2008 年 12 月度賞与明細並びに請求者から提出された預金通帳により、請求者は、請求期間において同社から 54 万 5,000 円の標準賞与額に相当する賞与 (54 万 5,100 円) の支払を受けていたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づき、育児休業期間中 (平成 20 年 * 月 * 日から平成 21 年 * 月 * 日まで) に係る請求者の厚生年金保険料について、徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、上述の規定には、育児休業等をしている被保険者を使用する事業所の事業主が、上述の申出を行ったときは、当該被保険者に係る厚生年金保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係るものの徴収を行わない旨定められている。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、上述の賞与明細において確認できる賞与額から、54 万 5,000 円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600710号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700024号

第1 結論

請求者のA社における平成19年6月28日の標準賞与額を49万1,000円とすることが必要である。

平成19年6月28日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成19年6月28日

A社から育児休業期間中である平成19年6月28日に賞与が支払われていたが、年金額に反映されない記録となっているため、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者及びA社から提出された請求者に係る2007年6月度賞与明細並びに請求者から提出された預金通帳により、請求者は、請求期間において同社から49万1,000円の標準賞与額に相当する賞与(49万1,400円)の支払を受けていたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき、育児休業期間中(平成19年*月*日から平成19年*月*日まで)に係る請求者の厚生年金保険料について、徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、上述の規定には、育児休業等をしている被保険者を使用する事業所の事業主が、上述の申出を行ったときは、当該被保険者に係る厚生年金保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係るものの徴収を行わない旨定められている。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、上述の賞与明細において確認できる賞与額から、49万1,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600712号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700025号

第1 結論

請求者のA社における平成19年6月28日の標準賞与額を62万5,000円とすることが必要である。

平成19年6月28日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成19年6月28日

A社から育児休業期間中である平成19年6月28日に賞与が支払われていたが、年金額に反映されない記録となっているため、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者及びA社から提出された請求者に係る2007年6月度賞与明細並びに請求者から提出された預金通帳により、請求者は、請求期間において同社から62万5,000円の標準賞与額に相当する賞与(62万5,000円)の支払を受けていたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき、育児休業期間中(平成19年*月*日から平成19年*月*日まで)に係る請求者の厚生年金保険料について、徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、上述の規定には、育児休業等をしている被保険者を使用する事業所の事業主が、上述の申出を行ったときは、当該被保険者に係る厚生年金保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係るものの徴収は行わない旨定められている。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、上述の賞与明細において確認できる賞与額から、62万5,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1600720 号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1700026 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 19 年 12 月 12 日の標準賞与額を 67 万 9,000 円、平成 20 年 6 月 27 日の標準賞与額を 1 万 6,000 円とすることが必要である。

平成 19 年 12 月 12 日及び平成 20 年 6 月 27 日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ①平成 19 年 12 月 12 日
②平成 20 年 6 月 27 日

A 社から育児休業期間中である平成 19 年 12 月 12 日及び平成 20 年 6 月 27 日に賞与が支払われていたが、年金額に反映されない記録となっているため、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者及び A 社から提出された請求者に係る 2007 年 12 月度賞与明細及び 2008 年 6 月度賞与明細並びに請求者から提出された預金通帳により、請求者は、同社から請求期間①は 67 万 9,000 円、請求期間②は 1 万 6,000 円の標準賞与額に相当する賞与（請求期間①は 67 万 9,000 円、請求期間②は 1 万 6,900 円）の支払を受けていたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づき、育児休業期間中（平成 19 年*月*日から平成 20 年*月*日まで）に係る請求者の厚生年金保険料について、徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、上述の規定には、育児休業等をしている被保険者を使用する事業所の事業主が、上述の申出を行ったときは、当該被保険者に係る厚生年金保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係るものの徴収を行わない旨定められている。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、上述の賞与明細において確認できる賞与額から、請求期間①は 67 万 9,000 円、請求期間②は 1 万 6,000

円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1600713 号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1700027 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 20 年 6 月 27 日の標準賞与額を 36 万 1,000 円とすることが必要である。

平成 20 年 6 月 27 日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 20 年 6 月 27 日

A 社から育児休業期間中である平成 20 年 6 月 27 日に賞与が支払われていたが、年金額に反映されない記録となっているため、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者及び A 社から提出された請求者に係る 2008 年 6 月度賞与明細並びに金融機関から提出された元帳により、請求者は、請求期間において同社から 36 万 1,000 円の標準賞与額に相当する賞与 (36 万 1,600 円) の支払を受けていたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づき、育児休業期間中 (平成 20 年 * 月 * 日から平成 20 年 * 月 * 日まで) に係る請求者の厚生年金保険料について、徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、上述の規定には、育児休業等をしている被保険者を使用する事業所の事業主が、上述の申出を行ったときは、当該被保険者に係る厚生年金保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係るものの徴収を行わない旨定められている。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、上述の賞与明細において確認できる賞与額から、36 万 1,000 円とすることが必要である。